**「加東市中小企業者持続支援給付金」に関するQ＆A**

１　制度概要

　　Q1 　加東市中小企業者持続支援給付金とはどのような制度ですか

　　Q2　 申請手続きはどのように行うのですか

２　対象事業者について

　　Q3　 対象となる中小企業者とは？

　　Q4　 加東市内に事業所を置くとは？

　　Q5　 個人事業主は対象になりますか

　　Q6　 従業員の定義について

　　Q7　 業種の分類はどのように判断するのですか

　　Q8　 市内に複数の事業所（店舗）がある場合

３　申請について

　　Q9　 創業1年1か月未満の場合

　　Q10　 法人代表者の個人名義の口座を指定することはできますか

　　Q11　 提出した申請書類は返却してもらえますか

　　Q12 　給付金の税務上の取扱いはどうなるのか

**１　制度概要**

Q1. 加東市中小企業者持続支援給付金とはどのような制度ですか

　　 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、売上げの減少が生じている中小企業者を支援するため、市内で事業を営む中小企業者を対象に、申請に基づき給付金を支給する、市独自の制度です。

　　給付要件は、以下のとおりです。

1. 加東市に事業所を置く中小企業者で、令和2年3月1日以前に創業していること
2. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年4月又は5月の売上げが前年同月と比較して20％以上減少していること

Q2. 申請手続きは、どのように行うのですか

郵送で、申請書と添付書類を提出してください。

　　（簡易書留やレターパックなど、郵便物の追跡ができる方法での提出にご協力ください。）

　　申請書類は、加東市のホームページからダウンロードしていただくか、加東市商工観光課又は加東市商工会でも配布しています。

　　　【宛先】〒673-1341 加東市南山一丁目4-2（加東市南山活性化支援施設内）

　　　　　　　　　　　　　　　　　加東市中小企業者持続支援給付金事務局あて

**２　対象事業者について**

Q3. 対象となる事業者とは？

　　　中小企業基本法第2条に規定する中小企業者です。

　　　下記の業種ごとに、資本金又は従業員数のいずれかに該当することが必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　　種 | 資 本 金 | 従業員数 |
| 製造業その他 | 3億円 | 300人未満 |
| 卸売業 | 1億円 | 100人未満 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人未満 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人未満 |

※中小企業者に該当しない会社以外の下記の法人は対象になりません。

　　　社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、

　　　公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人(会社法による

　　　会社又は有限会社以外）

Q4. 加東市内に事業所を置くとは？

　　加東市内に事業所・事務所などの事業拠点を有し、継続的に事業活動を行っていること。

　　加東市に在住している事業者でも、市外に事業拠点を有している場合は、対象外です。

Q5. 個人事業主は対象になりますか

　　中小企業者の基準及び下記の要件を満たせば、対象となります。

・税法上の配偶者(特別)控除又は扶養控除の対象者でないこと

・主たる事業の収入が、年金・給与・不動産収入等の合計を上回っていること

Q6. 従業員数について

　　 正社員、パート、アルバイトの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用されている人は従業員に含みます。また、雇用契約期間が定められている場合であっても、反復して更新されている場合は、従業員に含みます。

　　役員は従業員に含まれません。ただし、従業員としての地位を兼務している場合は、従業員に含みます。

Q7. 業種の分類はどのように判断するのですか

　　別紙「業種について」の表から、該当する分類番号を選択してください。

Q8. 市内に複数の事業所(店舗)がある場合

　　複数の事業所がある場合でも、１事業者としての申請になります。

　　売上げについては、１事業者全体（市内・市外の事業所を含む。）で計算してください。

**３　申請について**

Q9. 創業1年1か月未満の場合

　　令和2年4月及び5月の売上げに対する前年度対比の売上げがない創業1年1か月未満の中小企業者については、別紙の売上げ比較表に基づき、昨年度の売上高を算出してください。

Q10. 法人代表者の個人名義の口座を指定することはできますか

　　振込口座の名義人は、申請者（法人代表者又は個人事業主）と同じ名義人とします。

　　法人の場合は、法人名義の口座であることが必要ですので、法人代表者の個人名義の口座指定はできません。

Q11. 提出した申請書類は、返却してもらえますか

　　一度提出していただいた書類は、原則、返却できませんので、必要があれば、申請書等の写しを保管してください。

Q12.給付金の税務上の取扱いはどうなるのか

　　売上げの減少により、事業継続に必要な支援として支給するため、課税対象になると考えられます。

　課税対象となる給付金であっても、必ずしも税負担が生じるものではありません。詳しくは、税理士や税務署にお問い合わせください。